

第6章 環境保全計画

第1節 公害防止基準の設定.....	6- 1
第2節 環境保全条件の設定.....	6- 5

第1節 公害防止基準の設定

1 公害防止基準の考え方

(1) 公害防止基準の設定に係る基本的な考え方

白石清掃工場の公害防止基準は、法令や条例などに従うとともに、白石清掃工場の自主管理値を参考に設定することとします。なお、本計画で設定した公害防止基準については、生活環境影響調査において検証し、必要に応じて追加措置などを検討します。

(2) 検討項目

本検討で計画する公害防止基準は「騒音基準」「振動基準」「悪臭基準」「排水基準」「粉じん（浮遊粒子状物質）基準」とします。

(3) 法規制と自主規制の適用状況

公害防止基準に係る法律や条例に基づく規制と白石清掃工場の自主規制の適用状況を表 6-1 に示します。

建設予定地は、騒音や振動の規制区域対象外になりますが、白石清掃工場では自主管理値を設けて環境保全対策の向上に努めています。

表6-1 法律や条例の規制と白石清掃工場の自主規制

環境保全項目	白石破碎工場が適用される規制状況等			白石清掃工場
	法規制値	関連法規	条例等	
(騒音)	(騒音規制法の規制区域対象外)	騒音規制法	北海道公害防止条例 ・騒音発生施設	(自主管理値) ・特定区域外であるが、騒音規制法の第二種区域相当の基準が採用されている。 敷地境界にて 朝夕45デシベル 昼間55デシベル 夜間40デシベル
(振動)	(振動規制法の規制区域対象外)	振動規制法	北海道公害防止条例 ・振動発生施設	(自主管理値) ・特定区域外であるが、振動規制法の第一種区域相当の基準が採用されている。 敷地境界にて 昼間60デシベル 夜間55デシベル
(悪臭)	①敷地境界線基準 臭気指数10 ②排出口基準 ③排水基準 臭気指数26	悪臭防止法	-	①敷地境界線基準 臭気指数10 ②排出口基準 悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第6条の2に定める方法により算出して得られる臭気排出強度又は臭気指数 ③排水基準 臭気指数26
(排水) 下水道放流	下水道法施行令に示す基準	下水道法	-	・下水道法施行令に示す基準
(粉じん)	-	-	-	-

2 騒音基準

白石破碎工場は、「騒音規制法」や「北海道公害防止条例」が規定する特定工場※に該当し、敷地境界において遵守すべき騒音レベルが区域や時間帯別に定められています。一方で、建設予定地は市街化調整区域（用途地域の指定が無い地域）であるため、「騒音規制法」や「北海道公害防止条例」の規制区域対象外となっています。

以上より、白石破碎工場は、騒音に係る法律や条例の適用は受けませんが、同一敷地内の白石清掃工場では自主管理値を設けていることから、白石清掃工場と同様の基準を白石破碎工場の自主管理値として設定することとします。

騒音の自主管理値を表 6-2 のとおりとします。

表6-2 騒音の自主管理値

	昼間 (午前八時から午後七時まで)	朝 (午前六時から午前八時まで) 夕 (午後七時から午後十時まで)	夜間 (午後十時から翌日の午前六時まで)
許容限度	55 デシベル	45 デシベル	40 デシベル

※空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。）を有する施設

3 振動基準

白石破碎工場は、「振動規制法」や「北海道公害防止条例」が規定する特定工場※に該当し、敷地境界において遵守すべき振動レベルが区域や時間帯別に定められています。一方で、建設予定地は市街化調整区域（用途地域の指定が無い地域）であるため、「振動規制法」や「北海道公害防止条例」の規制区域対象外となっています。

以上より、白石破碎工場は、振動に係る法律や条例の適用は受けませんが、同一敷地内の白石清掃工場では自主管理値を設けていることから、白石清掃工場と同様の基準を白石破碎工場の自主管理値として設定することとします。

振動の自主管理値を表 6-3 のとおりとします。

表6-3 振動の自主管理値

	昼間 (午前八時から午後七時まで)	夜間 (午後七時から翌日の午前六時まで)
許容限度	60 デシベル	55 デシベル

※圧縮機（原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。）を有する施設

4 悪臭基準

札幌市における悪臭規制基準は、「札幌市平成 10 年告知第 581 号」により、表 6-4 に示すように 1 号～3 号の規制が定められています。

白石破碎工場の建設予定地が所在する敷地は、「札幌市平成 10 年告知 581 号」が定められた規制地域に該当することから、1 号規制、2 号規制を遵守する必要があります。ただし、白石破碎工場の排水は、直接放流せず白石清掃工場に送水するため、3 号規制は該当しないものとします。

表6-4 悪臭基準

規制地域		都市計画法に基づく都市計画区域全域 (567.89m ²)
規制基準	1号規制 (敷地境界)	臭気指数 ^{※1} : 10
	2号規制 (気体排出口)	1号規制に掲げる値を基礎として、悪臭防止法施行規則(昭和47年総理府令第39号)第6条の2に定める方法により算出して得られる臭気排出強度 ^{※2} 又は臭気指数。
	3号規制 (排水)	臭気指数 : 26

出典：悪臭防止法の地域指定、規制基準の告示（平成 10 年 5 月 25 日札幌市告示第 581 号）、最終改正（平成 13 年 3 月札幌市告示第 230 号）

※1：気体又は水に係る悪臭の程度に関する値であって、環境省令で定めるところにより、人間の嗅覚でその臭気を感じることができなくなるまで気体又は水の希釈をした場合におけるその希釈の倍数を基礎として算定されるものをいう。

※2：排出気体の臭気指数及び流量を基礎として算定される値をいう。

5 排水基準

白石破碎工場から発生する排水は、白石清掃工場に送水した後、白石清掃工場の排水と合わせて公共下水道に排水します。よって、白石清掃工場の排水には下水道の除外基準が適用されるため排水処理を行っています。

一方で、白石破碎工場から発生する排水は、主に受入ヤードの清掃や破碎残渣への散水によるものであることから、汚濁物質の濃度も低いと想定され、白石清掃工場から発生する排水に比べて極めて量が少ないことから、白石清掃工場の排水処理系統に与える負担は小さく、除外基準の遵守に与える影響も小さいと想定されます。そのため、白石破碎工場から白石清掃工場への排水基準は設けず、原則として原水をそのまま白石清掃工場に送水することとします。

6 粉じん基準

(1) 排出基準

廃棄物処理施設は、大気汚染防止法に定める粉じん（浮遊粒子状物質）発生施設には該当しないことから、白石破碎工場は、法に基づく「粉じん」の排出基準の適用を受けません。

しかし、ごみの投入時や破碎時に粉じんが発生するため、周辺環境の保全や良好な作業環境の維持を目的として、粉じんを含む空気を吸引し、ろ過式集じん器やサイクロンなどの「除じん設備」により粉じんを除去する必要があります。

除じん設備出口の排気中粉じん濃度に明確な規定はありませんが、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版（公益社団法人全国都市清掃会議）」では、同種施設に対して「集じん機を設置した場合の排気中の粉じん濃度は一般的に $0.1\text{g}/\text{m}^3$ 以下にすることが望ましい。」としています。

以上を踏まえ、白石破碎工場では、除じん設備の排気口の粉じん濃度について自主管理値を $0.1\text{g}/\text{m}^3$ 以下と設定することとします。

(2) 作業環境基準

白石破碎工場では、プラットホーム上での誘導、受入ヤードでの選別作業、手選別コンベヤでの選別作業など、粉じんが発生しやすい場所での作業が存在することから、粉じんに対する作業環境基準を設定することが望ましいと考えられます。

本計画では、事務所衛生基準や労働安全衛生法第 65 条の規定に基づく作業環境評価基準等に則り、プラットホーム、受け入れヤード等の粉じん濃度基準値を設定します。また、事務室、中央制御室等についても粉じん濃度基準値を設定します。

第2節 環境保全条件の設定

1 景観

建設予定地は、景観法に基づく景観計画区域に該当することから、面積要件（建築基準法施行令第2条第1項第4号で定める延床面積が10,000m²を超える）に該当する場合は、届出・協議の手続きに従って、建築物のデザインや植栽の内容などを決定する必要がある。また、建築物及び工作物に係る色彩は、景観計画区域における景観形成基準（色彩景観基準）が定められていることから、これを遵守することとします。

2 緑化率

白石破碎工場の建設予定地が所在する敷地は、「都市計画法第11条第3項」に規定する都市施設（ごみ焼却場）に該当することから、「札幌市緑の保全と創出に関する条例第12条第3項」の規定により緑化率の制限を受けません。

しかし、建設予定地が「札幌市緑の保全と創出に関する条例」に係る緑保全創出地域種別の里地地域に該当することを鑑み、「緑保全創出地域の現状変更行為等に関する審査基準」に従って必要な緑地（緑化率40%以上、緑地率30%以上）を建設予定地内に確保することとします。